平成26年11月25日 健発1125第6号 薬食発1125第7号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長 (公印省略)

厚生労働省医薬食品局長 (公印省略)

「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」の一部改正について

薬事法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 84 号)における予防接種法の改正により、本日から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に氏名及び生年月日を含む副反応報告がなされることとなった。それに伴い、予防接種法施行規則の一部を改正する省令(平成 26 年厚生労働省令第 129 号)が本日公布・施行されたことから、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」(平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知。以下「通知」という。) を別紙のとおり改正することとした。ついては、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)及び関係機関等に対して周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを記されたい。なお、改正の概要は下記のとおりである。

また、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添える。

記

## 1 概要

通知の1(1)に定める報告について、以下のとおり報告先を機構に変更すること。なお、1(9)に定める報告については、従前どおりとすること。

旧 FAX 番号: 0120-510-355 (厚生労働省健康局結核感染症課)

→ 新 FAX 番号: 0120-176-146 (機構)

## 2 施行期日

この改正は、平成26年11月25日から施行すること。